

「SMBC 日興証券 d ポイントサービス利用規約」の新旧対照表

2026年5月11日を効力発生日として、「SMBC 日興証券 d ポイントサービス利用規約」を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

| 改定後（新）  | 改定前（旧）  |
|---|---|
| <p>第2条（本サービスの概要）</p> <p>1～2. （省略）</p> <p>3. 本サービスは、当社の「日興フロッギー+docomo」、「日興イーリートレード」、および「日興 iDeCo for docomo」において提供されます。「日興フロッギー+docomo」とは、第3条第1項の条件を満たしたお客さまがご利用いただける、様々な投資情報サービスの掲載に加えて、<u>記事で学んで株式投資できる当社のサービス</u>です。「日興 iDeCo for docomo」とは、第3条第2項の条件を満たしたお客さまがご利用いただける、個人型確定拠出年金（iDeCo）のサービスです。</p> | <p>第2条（本サービスの概要）</p> <p>1～2. （省略）</p> <p>3. 本サービスは、当社の「日興フロッギー+docomo」、「日興イーリートレード」、および「日興 iDeCo for docomo」において提供されます。「日興フロッギー+docomo」とは、第3条第1項の条件を満たしたお客さまがご利用いただける、様々な投資情報サービスの掲載に加えて、<u>記事から株式の購入が可能である当社独自のサービス</u>です。「日興 iDeCo for docomo」とは、第3条第2項の条件を満たしたお客さまがご利用いただける、個人型確定拠出年金（iDeCo）のサービスです。</p> |
| <p><u>（削除）</u></p>  | <p><u>附則（2025年11月19日改定）</u></p> <p><u>第1条（効力発生日）</u></p> <p>1. <u>本改定は、2026年1月以降の当社が別途定める効力発生日より施行されます。当社は、インターネットの利用またはその他相当の方法により当該効力発生日を事前に周知いたします。</u></p> <p>2. <u>効力発生日の属する最初の月における第4条第1項の規定の適用については、効力発生日の当社所定の時刻から起算する当社所定の期間を「一か月間」とみなして同項の規定を適用するものとします。</u></p>                                  |
| <p>2020年3月24日制定<br/>2025年11月19日改定 2026年2月27日施行<br/><u>2026年5月11日改定</u></p>  | <p>2020年3月24日制定<br/>2025年11月19日改定 2026年2月27日施行</p>  |

